

## ◎工事内訳書の提出について

工事の入札の際に提出を求めている工事内訳書（工事の際は提出必須）について、次のとおり取り扱いが変わります。

現在

直接工事費  
共通仮設費  
現場管理費  
一般管理費  
小計額  
(消費税額・合計額)



直接工事費  
うち材料費  
うち労務費  
共通仮設費  
現場管理費  
うち法定福利費の事業主負担額  
うち建退共制度の掛金  
うち安全衛生経費  
一般管理費  
小計額  
(消費税額・合計額)

# 今まで（参考）

請負代金内訳書（記載例）

商号又は名称 **株式会社〇〇建設** 印  
 代表者名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

件名	工事番号 第〇〇〇〇号 国道〇〇線道路修繕工事				
工事区分	工種	種別	数量	単位	金額（円）
道路修繕	排水構造物工				250,000
		作業土工	1	式	100,000
		土砂運搬	1	式	150,000
	側溝工				5,800,000
		側溝布設	1	式	3,000,000
		蓋布設	1	式	2,800,000
	舗装打ち替え工				13,450,000
		舗装版切断	1	式	300,000
		殻処理運搬	1	式	650,000
		殻処分	1	式	500,000
		下層路盤工	1	式	3,500,000
		上層路盤工	1	式	4,000,000
	区画線工	表層工	1	式	4,500,000
					1,800,000
		区画線工	1	式	1,800,000
<b>直接工事費計</b>				<b>21,300,000</b>	
<b>共通費等</b>					
	共通仮設費	1	式	2,123,000	
	現場管理費	1	式	3,876,000	
	一般管理費等	1	式	2,345,000	
<b>共通費等計</b>					<b>8,344,000</b>
<b>工事費計</b>					
					<b>29,644,000</b>
<b>工事価格</b>					
					<b>29,640,000</b>
<b>消費税相当額</b>					
					<b>2,371,200</b>
<b>工事費計</b>					
					<b>32,011,200</b>



# 今後（参考）

【建築】（記入）

黄色の箇所が記載されているかを確認する。

工事名		
書		
工種等	単位	金額（円）
〇〇〇工事		A
〇〇工	式	a
〇〇工		b
〇〇工		c
〇〇工		d
〇〇工		e
〇〇工		f
直接工事費		A (a+b+c+d+e+f)
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費		
		B
現場管理費		
		C
うち法定福利費の事業主負担額		
うち建退共制度の掛金		
うち安全衛生経費		
一般管理費等	1 式	D
合計（工事価格）		
	1 式	A+B+C+D
消費税等相当額		
	10 %	
総合計（工事費）		
	1 式	

国土交通省からは右のとおり取り扱いを示しております。  
 基本的には記載することとしておりますが、当面の間は、「算出不能」「計上不可」、又は「一部のみ計上」など理由を示す場合有効とします。

※法定福利費は必ず金額記載！  
 建退共の対象者がいない場合は「0」と記載。

ただし、「未記入」や「記載漏れ」は「無効」として取り扱います。

この点は必ず確認してください。

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
  - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
  - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 \*\*\*\* (一部のみ計上) 円)  
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)  
 (現場管理費のうち、法定福利費 \*\*\*\*円)  
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 \*\*\*\*円)  
 (工事原価のうち、安全衛生経費 \*\*\*\*円)

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。  
 ○すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。